附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第六項の規定により、改正法による改正前の博物館法第二十九条の指定を受けている施設で、改正法による改正後の博物館法第三十一条第一項の指定を受けているものとみなされるもの（文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が、この省令による改正後の博物館法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十四条第一項の要件を備えていると認めるものを除く。以下この条において「みなし指定施設」という。）についての新規則第二十五条の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和五年文部科学省令第二号）による改正前の博物館法施行規則（次条において「旧規則」という。）第二十条）」とする。

２　みなし指定施設についての新規則第二十六条の規定の適用については、同条中「法第三十一条第一項」とあるのは「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の法（次条において「旧法」という。）第二十九条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、旧規則第二十条）」とする。

３　みなし指定施設についての新規則第二十七条の規定の適用については、同条第一号中「法第三十一条第一項」とあるのは、「旧法第二十九条」とする。

４　みなし指定施設は、令和十年三月三十一日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。

（社会教育調査規則の一部改正）

第三条　社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（定義）	
第三条　［略］	
一～八　［略］	
九　指定施設　博物館法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設をいう。	
十～十五　［略］	
（調査事項）	
第五条　［略］	
一～三　［略］	
四　博物館調査	
1～3　［略］	
4　博物館、指定施設又は博物館類似施設の別	
5　［略］	
五～九　［略］	
2　［略］	
（報告の義務及び方法等）	
第六条　［略］	

上欄	下欄
［略］	［略］
博物館、指定施設及び博物館類似施設の長	前条第一項第四号の事項
［略］	［略］

改正前	
（定義）	
第三条　［同上］	
一～八　［同上］	
九　博物館相当施設　博物館法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設をいう。	
十～十五　［同上］	
（調査事項）	
第五条　［同上］	
一～三　［同上］	
四　博物館調査	
1～3　［同上］	
4　博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の別	
5　［同上］	
五～九　［同上］	
2　［同上］	
（報告の義務及び方法等）	
第六条　［同上］	

上欄	下欄
［同上］	［同上］
博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設の長	前条第一項第四号の事項
［同上］	［同上］